

# 資料一覧

資料名		頁
資料1	第4回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会の会議録 (要旨)	1
資料2	第1章 序論 (計画の概要等) (抄)	9
資料3	第2章 武蔵村山市の障害のある人の現状等 (抄)	13
資料4	第3章 計画の基本的な考え方 (抄)	23
資料5	第5章 計画の推進	31
資料6	第4章 基本計画素案	37
資料7	第6回地域福祉計画等策定懇談会の日程について	59

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	第 4 回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会
開 催 日 時	平成 2 2 年 7 月 2 6 日 (月) 午前 1 0 時～ 1 2 時
開 催 場 所	市役所 3 階 3 0 1 会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：添田座長、荒井副座長、波多野委員、岡本委員、栗原委員、永井委員、菅原委員、藤野委員、朝倉委員、見崎委員、小川委員、河野委員、椎木委員 欠席者：久保田委員、杉本委員 事務局：地域福祉課長、地域福祉課主査（地域福祉グループ）、地域福祉課主事（地域福祉グループ）、障害福祉課主査（業務グループ）、障害福祉課主事（業務グループ）、コンサルタント（2名）
報 告 事 項	(1) 第 3 回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会の会議録（要旨）について（資料 1） (2) その他
議 題	(1) 第 3 回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会における修正事項等の検討について (2) 第二次障害者計画の性格と位置付けについて (3) 第二次障害者計画の素案の検討について (4) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	(1) 「先天性代謝異常等検査」に関する記述の取扱いについて、事務局案のとおり承認する。 (2) 指摘事項については、事務局に一任することとし、原案のとおり承認する。 (3) 指摘事項については、事務局に一任することとし、原案のとおり承認する。 (4) 次回の開催日は、8月23日(月)午前10時からとする。なお、開催場所は市役所4階402学習室とする。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)  (○=委員、●=事務局)	※ 議事進行前に、座長により配付資料の確認と、委員の出欠についての確認が行われた。  報告事項 (1) 第 3 回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会における修正事項等の検討について(参考「資料 1 第 3 回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会の会議録（要旨）」) ● 「第 3 回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会の会議録（要旨）」については、資料 1 のとおりである。修正などあれば、後ほど事務局まで御連絡いただきたい。修正があれば修正し、前回の会議録（要旨）を確定し、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第 1 1 条及び第 1 2 条の規定に基づき、市政情報コーナー及び市のホームページ上で公開させていただく。 【主な意見等】 ○ 特になし。 (2) その他 ● 特になし。 【主な意見等】 ○ 特になし

## 議題

### (1) 第3回地域福祉計画等策定懇談会における修正事項等の検討について

- 前回の懇談会において御指摘を受けた箇所について、7月14日に開催された策定委員会で検討したので御報告する。

1点目は、第2回懇談会の指摘事項でもあったフェニールケトン尿症についてである。次世代育成支援行動計画（後期計画）、「51番」「先天性代謝異常等検査」について、これを読んだ一般の方は、スクリーニング検査により、フェニールケトン尿症が早期に発見できれば、知的障害が治ると思ってしまうのではないかと御指摘であった。この件に関しては、主管課である子育て支援課と協議し、また、策定委員会で検討した結果、誤解を受けない表現に修正する方向で考えている。しかしながら、地域福祉計画とは別個に策定された計画であり、地域福祉計画と同様に有識者等で構成された協議会で検討された内容であることや、現時点で子育て支援課にこの件についての問い合わせ等がないことなどを勘案し、次回の計画改定時に必ず修正する方向で対応したいと考えているので、御理解いただきたい。

2点目は、自転車の乗り方に関するマナーと自転車が歩道を通行可能な路線について、自転車教室などの機会にパンフレットとして配布すべきとのことであった。この件に関しては、主管課である防災安全課に依頼した。

3点目は、素案（第4章）に掲げた各項目について、内容を詳しく記載すべきとのことであり、特に、自治会活動に関して、市が行う自治会活動への支援・加入促進に関する取り組みについて、追加すべきの御指摘であった。この件に関しては、現在、事業の特定・指標の数値化と共に関係各課に調査を依頼しているため、第6回策定懇談会の原案検討までに、委員に示したいと考えている。現在、事務局と主管課との間で議論を重ねているが、財政状況が非常に厳しいため、その対応が難しいとの声が非常に多い。市では、我々職員の給与を平成3年度の水準まで下げ、職員数についても、平成7年度には555人、本年度には390人へと減らし、その分を民生費等へ充てる財政努力をしている。5年後には、財政的に数値が達成できないのではないかと危惧の声もあるので、今後も引き続き関係各課と協議し、可能な限り示していくので、御理解いただきたい。

#### 【主な意見等】

- 事務局の説明について、御意見・御質問はあるか。
- 異議なし。
- 次の議題に入る。

### (2) 第二次障害者計画の性格と位置付けについて（参考「資料2第二次障害者計画の性格と位置付け」「国における重点施策実施5カ年計画の数値目標等」）

- 障害者計画は障害者基本法に基づく中長期の計画で計画期間は任意となっており、障害者のための施策に関する基本的な事項を定めるもので、従来まで計画の策定は努力義務規定だったが、平成19年4月の改正により、市町村による障害者計画の策定が義務付けられた。

障害福祉計画は障害自立支援法に基づき、3年を1期として障害福祉サービス等の確保に関する計画として定めるもので、障害福祉計画で示すべき事項は、①各年度における障害福祉サービス又は相談支援のサービス種類ごとの必要な量の見込み。どれだけ必要か予測。②必

要な見込量の確保のためにどのような方策をうっていくか③地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項。これら3つの事項を定めている。そのため障害福祉計画は、障害者計画に掲げる「生活支援」の事項中、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画的な位置付けで作成することとされている。

これをイメージで書いた物が資料14ページの見開きの表でおもに3つの作り方がある。手法1は、障害者計画の生活支援に関する部分と一体的に、その実施計画的な位置付けで障害福祉計画を策定するケース。手法2は、障害者計画とは別個に、その生活支援に関する部分の実施計画的な位置付けで障害福祉計画を策定するケース。障害者計画で規定される「生活支援」に関する実施計画を、障害福祉計画という形で別冊で作る。手法3は、障害者計画の実施計画の一部という位置付けで障害福祉計画を策定するケース。左のイメージ図では障害福祉サービスの基本的な施策としてこの計画に掲げられ、右のイメージ図ではよりブレイクダウンして事業レベルまで具体化して、例えば啓発なら啓発普及を3年の内にここまで引き上げようと、この実施計画の中に掲げるというケース。

本市の場合は手法2の方式により今回策定する障害者計画とは別個に、生活支援に関する部分の実施計画的な位置付けで障害福祉計画を平成23年度に策定する予定である。したがって平成23年度に策定する障害福祉計画の中に、各年度における障害福祉サービス又は相談支援のサービス種類ごとの必要な量の見込みが定められることになるので、今回の障害者計画には数値目標は定めないことを予定している。

「国における重点施策実施5か年計画の数値目標等」という資料を御覧いただきたい。国の障害者基本計画は、計画期間が平成14年から平成24年度まで10年の計画を前期後期2分割して、それぞれ5年間で重点的に行う施策と達成目標を定めた重点施策実施5か年計画を定めている。このような中長期の計画であって、数値目標については、例えば「ホームヘルパーの水準を何十万人にしましょう」といった数値目標は障害者基本計画の中には書かれていない。ここには重点施策実施5か年計画から抜き出した数値目標の一覧が掲載されているが、例えばホームヘルパーについては5年間で6万人、ショートステイでは5千6百人分というように定められている。このように国が掲げた数値目標については、一覧に抜き出しているが障害者基本計画で定めた事項の内の、生活支援に関する部分を取り出しているものがほとんどである。

本市では今年度障害者計画を作り、来年障害福祉計画を作る。そうすると障害者計画で掲げた生活支援に関する施策のうち、数値目標が障害福祉計画で定められる、というような構造になる。国の障害者計画と重点施策実施の流れとほぼ同様の流れになると言うことから、障害者計画の中に数値目標は掲げなくても良いのではないかなと事務局では考えている。

- 計画策定にあたり、障害福祉計画との違いや策定の考え方についての事務局の説明について、御意見・御質問はあるか。
- 異議なし。
- 次の議題に入る。
- (3) 「第二次障害者計画の素案の検討について（参考「資料3 第二次障害者計画素案」
  - まずは素案についていくつか修正箇所があるので御確認いただきたい。38 ページ中、図の線と黒丸が一致しないものがあるのでこは

次の会議までに修正する。46 ページ中「障害のある人も、自分自身の意志…」を「障害のある人の意志…」に修正する。52 ページ中題名の「地域自立支援協議会」の二重線で消してある部分を削除する。同じく 52 ページ中の図の矢印によって文言が見えなくなっているものを次の会議までに修正する。次に、計画の体系案として第4章の「基本的計画」の部分ができておらず御提示していない。お詫び申し上げます。

計画は、第1章から第6章までで構成する。計画の中では障害者という言葉は使っていない。基本的に「障害のある人」に置き換えている。

第1章、ここで言いたいことは、平成15年度からは社会福祉基礎構造改革の一環としてそれまでの「措置制度」に代えて「障害者支援費制度」が始まるという大きな制度改革が行われてきた。そのような中、平成18年度からは制度の安定的な運営の確保、障害種別ごとに提供されていたサービス体制の3障害一元化を目指して「障害者自立支援法」に基づくサービス体系に移行するという制度改革が行われた。この計画の趣旨は障害者自立支援法に基づく武蔵村山障害福祉計画と密接に連携を図りながら、障害者施策を一層総合的かつ計画的に推進していくことにした。2項、計画の性格と位置付け。武蔵村山市第四次長期総合計画の個別計画として策定する。長期総合計画は市の市政全般にわたる施策が長期総合計画の中に書かれているが、この障害者計画は障害者福祉部門の個別計画という位置付けである。国及び東京都それぞれが策定した関連の計画などや市が策定した各種計画等との整合・連携を図る。それを視覚的に書いたのが枠の中。福祉部門の個別計画がゴシックの枠の中に書いてある。福祉計画との関連を踏まえつつ障害者計画を作る。3項、計画の期間。今回の障害者計画の計画期間は平成23年度～26年度を定めている。障害福祉計画は障害者自立支援法が現行のまま行けば、平成24年度～26年度までの3年を第3期障害福祉計画とする。上段の武蔵村山市第二次障害者計画と下段の第3期武蔵村山市障害福祉計画が、平成26年度でそれぞれ計画満了を迎える。平成26年度に第三次障害者計画と第4期障害者計画を一体的に策定するというように事務局では想定している。4項、市民の意向を反映し、市民説明会を開催する予定。

第1章についての説明は以上であるが、二章以降も続けて説明するべきか、ここで一旦説明を終え、質問を伺うべきか。

- 何か意見があるか。
- 特になし。
- もし意見があれば全体が終わってから頂戴したいので引き続き説明をお願いしたい。
- 第2章、障害のある人の現状と課題のまとめである。障害者手帳を持っている人の現状がどうなっているかが書かれている。身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳などの推移が分かる。近年の傾向として、身体障害では肢体不自由が過半数。1級が最も多く、重度者(1・2級)の割合が約半数。障害の重度化が進んでいると手帳所持者の統計から分かる。32ページから37ページまではアンケート調査での回答である。どんなことで困っているかといった現状や生活での困りごとや外出時の困りごと、障害を持つ方ご自身の現状と課題を浮き彫りにする。38ページでは障害のある人を取り巻く環境がどうなっているのか。39ページでは就労に焦点をあてて現状と課題をまとめている。

第3章は、計画の基本的な考え方である。43ページに二重の枠に、「障害のある人も、住み慣れた地域や家庭で安心してその人らしく自立して暮らせるまちづくり」ということで、4年後にはこういう将来像にしていこうという意味での計画のグランドデザインを描いた。それを達成するための政策目標として政策の柱である「障害のある人が安心して暮らせるまちづくり」、「障害のある人もいきいきと参加しているまちづくり」、「支え合い、共に生きるまちづくり」の3つを立てている。47ページの図は、1番上に基本理念、理念を支える3つの基本目標、そして基本目標を支える基本的な視点を46ページに4つ、「障害のある人の人権と自己決定・自己選択の尊重～自分らしくいきいきと」、「利用者本位の支援～一人ひとりを大切にする」、「地域の人々との協働～支え合い、助け合う」、「施設や人材の広域的確保と障害のある人の選択肢の拡充～広く」と立てた。こういう構造で計画を作っていこうと考えている。

第4章については先ほど説明したとおりで今回は提示していない。

第5章、計画推進の体制については、計画推進の体制として自立支援協議会の設置を記載している。今年の1月から準備会を設置し、文章では3行目、平成22年 月と空欄になっているが、設置は10月を予定している。自立支援協議会を設置して、障害者計画の進行状況を自立支援協議会の皆様に審議を頂きながら、推進していきたい。52ページのイメージのように、自立支援協議会を中心に利用者と市、ネットワークを持ちつつ障害者計画の進行管理を行っていききたいと考えている。

- 御意見・御質問をいただきたい。
- 29ページ、関係者は手帳の数、イコール実際の障害者数ではないと分かっているが、一般の市民の方は手帳数イコール障害者数と思いきなでしまわれる危険性があるかもしれない。障害の方は手帳取得者以外にも相当数いらっしゃるというような説明をかつつきでも記載するとより誤解が生まれないのではないかと。
- もっともな御意見である。記述を改めたい。
- 23ページ、発達障害について記載があるが、現状で発達障害者数等について把握出来ていないならば把握できていないという文言もいれるべきではないかと。
- 把握し切れていないのは事実である。修正する方向で検討する。
- 38ページ、入所サービスを実施している施設があるのだが、記載されていない。確認いただきたい。
- 確認し、修正する。
- 46ページで「障害のある人も、」との表記を変えたのなら、他の記述箇所もそれで統一してはどうか。このままでは健常者が主体であって、障害がある人もついでにと取られることがあるかもしれない。
- 全体的に指摘の方向で改善していきたい。
- 「障害のある人も、」の表記は理念にも入っているので、変更するならばこういった部分から変えていくことが必要だろう。
- 差別の禁止や虐待の防止も盛り込むべきではないかと。
- 実際手帳を取得されていない方もいらっしゃるの、適宜書き込む方向で考えたい。
- 29ページ、アンケートの調査結果で「悉皆<sup>しっかい</sup>」という言葉が使われているが、意味がわからない。必要な言葉か。
- 削除しても意味が通るので削除する方向で修正する。
- 「障害のある人」というのが表現としてどうもすっきりしない。ど

こまでが範囲であるのか。

- 手帳所持者に関係なく3障害を有している人を指すが、適切な表現があれば是非議論いただきたいところである。
- 「障害のある人」という表現は、以前「障害を持つ」という表現が多く使われていた際に当事者にしてみれば「持ちたくて持っているわけではない」ということがあり、それからこのような表現に落ち着いたところもあったのではないか。
- 44ページの各機関どうしの地域でのつながり方がよく分からない。また、障害のある人を中心として進める、となっているが、この体制は誰がコーディネートしていくのか。
- 工夫して、つながっているように見せられるかどうか検討したい。
- 「地域で暮らす」というのは理想としては良いが、現実として施設に暮らさざるを得ない人たちをどうしていくのか。
- そのあたりについても計画に盛り込めるよう検討していきたい。
- 47ページ、今後、市内に入所の施設が増えると思われるので、将来像に施設を含めた形で検討していただきたい。
- 検討する。
- 44ページ、地域福祉エリアの中に平成22年10月から設置される自立支援協議会を含んだ形で表記したらどうか。また、今後法改正により見直しがあると思うのでそれを記載したらどうか。
- その方向で考えていきたい。
- 24ページの「地域福祉計画」の位置付けについては、他の福祉計画全体を網羅するような位置と思うがどうか。
- この部分については、地域福祉計画が他の計画と密接に関わっているが、個別に他の福祉計画を策定しているのでこのように記載している。
- 46ページ、基本的視点の中に「広く」とあるが、何を広くというのかがわかりにくいので「視点を広く」といった表記にしたらどうか。
- 検討していきたい。
- 44ページの図について、地域住民（市民）が入っていない。自立支援協議会とあわせて検討すべきではないか。
- 就労は大きなファクターであるから、そういった視点も必要だろう。検討して、うまい絵を工夫していきたい。
- その他に御意見・御質問等あるか。
- 異議なし。
- 議題（3）「第二次障害者計画の素案」については、御指摘のあった考え方については、策定委員会で再度検討することとし、その部分以外は原案の考え方を承認することとする。次の議題に入る。

(4) その他（参考「資料4第5回地域福祉計画等策定懇談会の日程について」）

- 第1候補としては8月23日（月）午前10時から、第2候補としては、24日午前10時から、第3候補としては、同日24日午後1時30分からのどれかにさせていただきたいが、いかがか。
- 事務局から2候補示されたが、出席者の多い方に開催したいと思うが、いかがか。
- （全案欠席希望者が同数）
- 全案同数ということで、第1候補である8月23日（月）午前10時からを、次回の懇談会の開催日とする。以上をもって、本日の議事

	<p>を終了する。第4回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会を終了する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後のスケジュールについて説明する。本日配布した「今後のスケジュールについて（7月26日現在）」を御覧いただきたい。</li> </ul> <p>第1回策定懇談会で説明したとおり、地域福祉計画及び障害者計画の作成に当たっては、職員で構成される策定委員会と当策定懇談会との間で素案のキャッチボールを行い検討してきたが、ここで改めて今後のスケジュールについて確認したい。</p> <p>今後の予定としては、第5回策定懇談会で2回目の障害者計画の審議を行っていただき、第6回策定懇談会で原案の決定をいただきたいと考えている。その後、10月上旬に座長に市長報告を行っていただき、パブリックコメント及び市民向けの説明会を行い、12月に市議会の全員協議会に諮り、来年3月に計画策定というスケジュールを考えている。残り2回という厳しいスケジュールとなるが、委員の御協力をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後のスケジュールについて、何か御意見・御質問はあるか。</li> <li>○ なし。</li> <li>○ 以上をもって、本日の議事を終了する。第4回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会を終了する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">－ 以上 －</p>
--	---

<p>会議の公開・非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公開  <input type="checkbox"/> 一部公開  <input type="checkbox"/> 非公開</p> <p>※一部公開又は非公開とした理由</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-top: 10px;"></div>
--------------------	---

傍聴者： 0 人

<p>会議録の開示・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開示  <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： )  <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等： )</p>
---------------------	--

<p>庶務担当課</p>	<p>健康福祉部 障害福祉課（内線：642）</p>
--------------	----------------------------

（日本工業規格A列4番）

第1章 序論（計画の概要等）（抄）

# 1 計画策定の背景と趣旨

---

障害のある人を取り巻く環境についてしてみると、平成12年度から「介護保険制度」が実施され、同14年度から精神保健福祉事務が東京都から市町村に移管され、15年度からは社会福祉基礎構造改革の一環としてそれまでの「措置制度」に代えて「障害者支援費制度」が始まるという大きな制度改革が行われてきました。また、平成16年6月には、障害のある人への差別の禁止の明記などを主な内容とする障害者基本法の改正が実施され、12月には「発達障害者支援法」が成立しています。

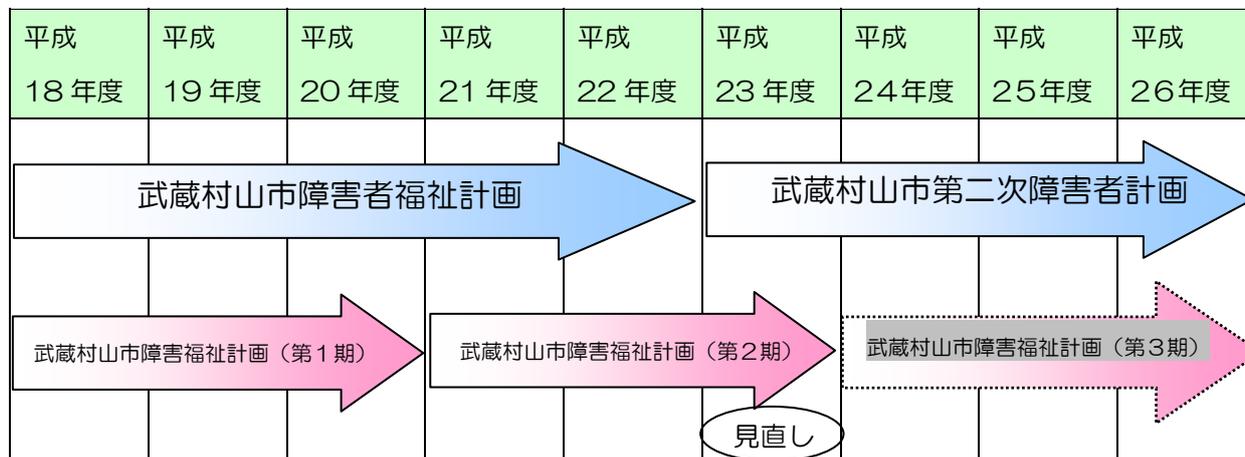
そうした流れも踏まえ、本市においても、『武蔵村山市地域福祉計画』に内包される形で『武蔵村山市障害者福祉計画』を平成18年3月に策定し、障害者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

そのような中、平成18年度からは、制度の安定的な運営の確保、障害種別（身体、知的、精神障害）ごとに提供されていたサービス体制の3障害一元化を目指して「障害者自立支援法」に基づくサービス体系に移行するという制度改革が再び行われ、同法に定める「市町村障害福祉計画」として本市では『武蔵村山市障害福祉計画』、及びその後継となる『武蔵村山市第2期障害福祉計画』を策定しました。

計画期間が5年間となっている上記『武蔵村山市障害者福祉計画』が平成22年度末で終了するに当たり、度重なる大きな制度改革や『武蔵村山市障害者福祉計画』の施策事業の進捗状況を踏まえ、新たに『武蔵村山市第二次障害者計画』を策定し、障害者自立支援法に基づく『武蔵村山市障害福祉計画』と密接に連携を図りながら、障害者施策を一層総合的かつ計画的に推進していくことにしました。

### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 23 年度（2011 年度）から平成 26 年度（2014 年度）までの 4 年間とします。



なお、現時点では、平成 26 年度に見直しを行って次期の「障害者計画」と障害者自立支援法（\*現行）上の「障害福祉計画」を一体的に策定することを予定しています。

## 第2章 武蔵村山市の障害のある人の現状等

## 第2章 障害のある人の現状等

## 第 1 節 障害のある人の現状と課題のまとめ

障害のある人の現状等については、統計資料のほかにアンケート調査結果を用いて記述しています。このアンケート調査は、第 1 章の 4 で述べたとおり、『武蔵村山市第 2 期障害福祉計画』と本計画の策定に先立ち身体障害者、知的障害者、精神障害者の各手帳をお持ちの方を対象に、平成 19 年 10 月に実施したものです。その調査の概要は次の通りです。

### アンケート調査の実施概要（再掲）

区 分	身体障害者調査	知的障害者調査	精神障害者調査
(1) 対象者	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神保健福祉手帳所持者
(2) 対象者数	2,036 人	354 人	310 人
(3) 抽出方法	全数調査	全数調査	全数調査
(4) 調査方法	郵送による配付、回収		
(5) 実施時期	平成 19 年 10 月下旬～11 月 16 日		
(6) 回収結果			
・有効回収数	1,248	177	131
・有効回収率	61.3%	50.0%	42.3%

## (1) 手帳所持者数など

障害のある人は必ず障害者手帳を取得しているとは限らず、取得していない人も相当数いることが推察されますが、市が把握できるのは手帳を持っている人数ということになります。

本市の障害者手帳交付状況（市障害福祉課資料：平成21年度末）は、身体障害者（児）が2,427人で、総人口71,358人（平成22年4月1日住民基本台帳・外国人登録人口）に占める割合はおよそ3.4%、知的障害者（児）は513人で、およそ0.7%となっています。

精神疾患の患者のうち、精神障害者保健福祉手帳の所持者は351人、自立支援医療制度（精神通院）の利用者は857人となっています。（市障害福祉課資料：平成21年度末）

また、発達障害や高次脳機能障害等のある人については、手帳を取得していない、あるいは制度的に取得できない人が多数を占めているとみられ、それらの人たちへの支援・援助が大きな課題となっていますが、現行制度上市がその人数を把握する手段がなく、正確な数字は明らかになっていません。

### ■障害者（児）数 ～種類・程度別内訳～

#### ●身体障害

単位：人

障害種別	人数
視覚障害	158
聴覚障害	201
音声・言語障害	26
肢体不自由	1,384
内部障害	658
合計	2,427

級別	人数
1級	821
2級	406
3級	389
4級	549
5級	115
6級	147
合計	2,427
(うち障害児)	117

資料：市障害福祉課  
（平成21年度末現在）

#### ●知的障害

単位：人

	1度	2度	3度	4度	合計
18歳未満	9	28	24	60	121
18～64歳	25	97	101	151	374
65歳以上	1	2	6	9	18
合計	35	127	131	220	513

資料：市障害福祉課（平成21年度末現在）

●精神障害等

単位：人

精神障害者保健福祉手帳所持者				自立支援
1級	2級	3級	合計	医療
32	218	101	351	857

資料：市障害福祉課（平成 21 年度末現在）

■障害者（児）数の推移

単位：人

平成 年度	身体障害 者合計	視 覚 障 害	聴 覚 障 害	音声等 障 害	肢 体 不自由	内 部 障 害	知的障害者 合計	精神障害者 (手帳所持 者)合計
17	2,157	149	190	23	1,234	561	420	278
18	2,229	152	189	22	1,277	589	430	312
19	2,221	149	191	22	1,267	592	447	303
20	2,348	159	196	27	1,333	633	477	337
21	2,427	158	201	26	1,384	658	513	351

資料：市障害福祉課（各年度末現在）

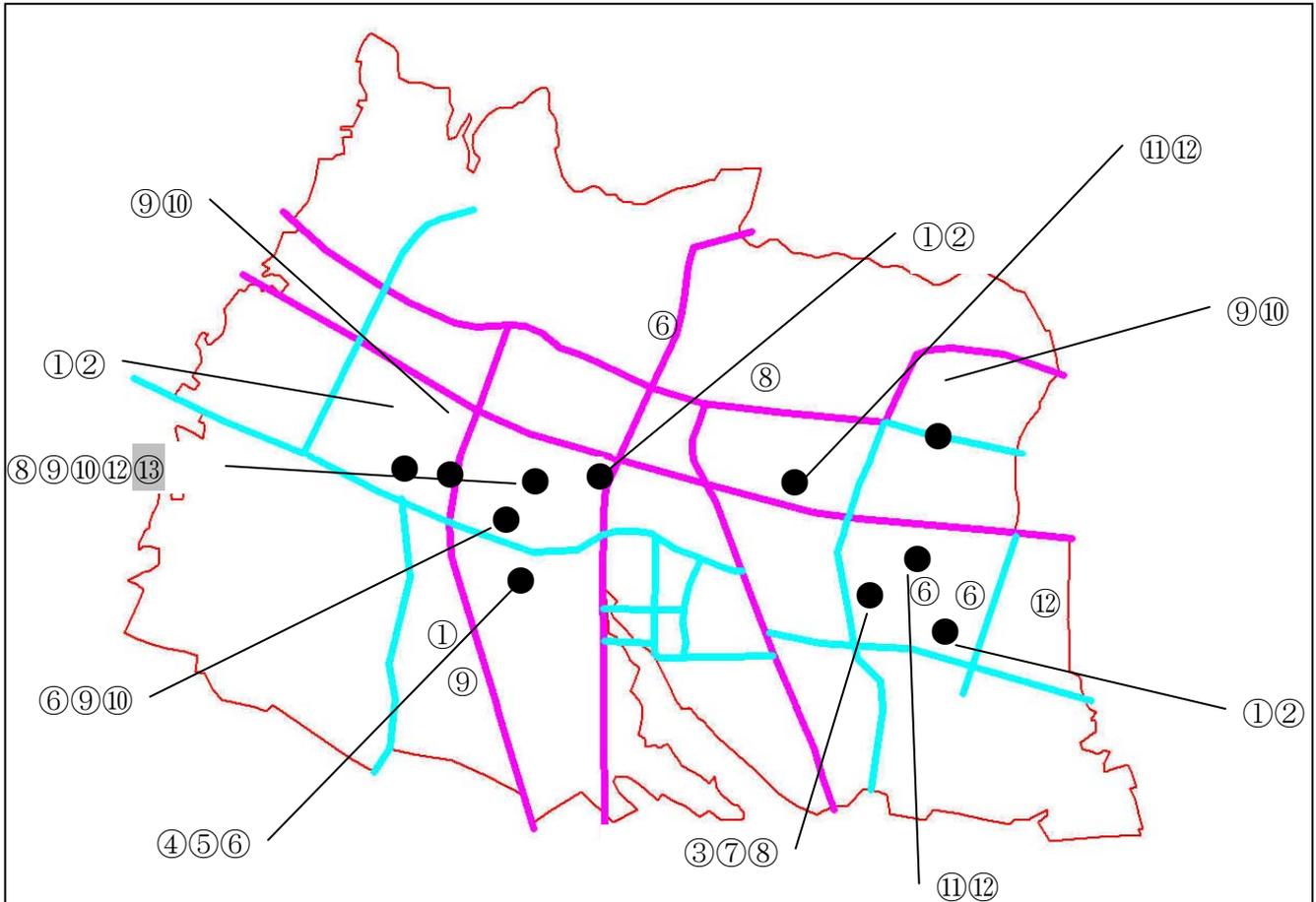
(2) 近年の障害者（児）の傾向

- 身体障害…全体では増加傾向にあり、平成 21 年度末で 2,427 人、そのうち肢体不自由が過半数を占めています。近年、内部障害の増加が大きくなっています。手帳の等級は 1 級が 821 人で最も多く、重度者（1・2 級）の割合が約半数で、5・6 級は合わせて 262 人（約 10.8%）となっています。
- 知的障害…増加傾向にあり、平成 21 年度末で 513 人、18 歳未満が 121 人、18～64 歳が 374 人となっています。手帳の等級では 4 度が 220 人で最も多くなっています。
- 精神障害…増加傾向にあります。平成 21 年度末現在手帳所持者の内訳では 2 級が 218 人を占めています。

## 第2節 障害のある人を取り巻く現状と課題のまとめ

### (1) サービス提供施設の現状

障害のある人のためのサービスを提供する市内の拠点は、下記のとおりとなっています。



○障害関連施設の種類

①	居宅介護事業所	⑧	短期入所事業所
②	重度訪問介護事業所	⑨	共同生活援助（グループホーム）事業所
③	生活介護事業所	⑩	共同生活介護（ケアホーム）事業所
④	就労移行支援事業所	⑪	相談支援事業所
⑤	就労継続支援（A型）事業所	⑫	地域活動支援センター（Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型）
⑥	就労継続支援（B型）事業所	⑬	知的入所更生施設
⑦	児童デイサービス事業所		

（平成22年4月1日現在）

## (2) 就労支援について

本市では、障害のある人の一般就労の機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けられるよう就労面と生活面の支援を一体的に提供する「障害者就労支援事業」として、平成20年6月、「障害者就労支援センター」を開設し、一般就労を希望する在宅の障害のある人および現に福祉施設で就労している障害のある人などを対象に、就労面や生活面の支援を行っています。

### 「障害者就労支援センター」での相談受付状況

(平成21年度)

相談受付方法	本人	家族	企業	その他	合計
来庁相談	1,461	57	4	75	1,597
電話相談	1,106	236	380	829	2,551
訪問（家庭・福祉施設への）	74	23	45	63	205
ハローワーク、面接会等への同行	159	8	16	10	193
職場内支援	76	1	55	7	139
その他（企業訪問等）	41	2	17	76	136
合計（相談者延べ人数）	2,917	327	517	1,060	4,821

相談者実数	113	32	117	125	387
-------	-----	----	-----	-----	-----

### 「障害者就労支援センター」での相談内容

(平成21年度)

相談内容	相談者				合計
	本人	家族	企業	その他	
就労面の相談	2,319	159	349	212	3,039
職業相談	968	64	36	102	1,170
就職準備支援	625	31	35	39	730
職場開拓	29	3	45	7	84
職場実習支援	82	3	38	15	138
職場定着支援	584	45	167	47	843
離職支援	31	13	28	2	74
生活面の支援	1,851	137	5	39	2,032
日常生活支援	491	39	1	11	542
職業生活継続支援	859	53	1	8	921
社会生活支援	202	15	2	14	233
将来設計・自己決定支援	299	30	1	6	336

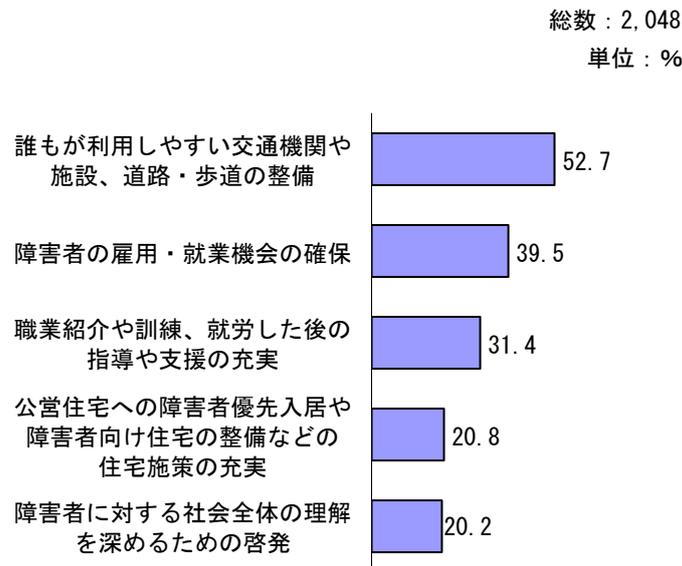
合 計	4,170	296	354	251	5,071
-----	-------	-----	-----	-----	-------

\*相談件数は、月ごとの実人員を合計したものである。

### (3) 障害のない人等の意識について

平成 21 年 2 月に実施した「市民意識調査」の中で、障害のある人の自立のための支援として今後市が重点的に進めるべきだと思うことをたずねたところ、「誰もが利用しやすい交通機関や施設、道路・歩道の整備」が最も多く挙げられ、「障害者の雇用・就業機会の確保」、「職業紹介や訓練、就労した後の指導や支援の充実」が続いています。

障害のない人を中心とした「市民意識調査」の結果でも、バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進や障害当事者の「就労支援」の充実などが多く求められていることが分かります。



\* 上位 5 位まで

資料：市民意識調査(平成21年2月)

## 第3章 計画の基本的な考え方（抄）

# 1 計画の基本理念

---

障害のある人も障害のない人と同様に、住み慣れた家庭や地域の中で、明るく、充実した日々を送ることができ、その尊厳を保持し、心豊かな人生を過ごすことができるようなまちをつくっていくことが重要です。

この観点から、『武蔵村山市第2期障害福祉計画』においては、その基本理念を「障害のある人が自立して生活できるまちをつくります」と定めています。

また、上位計画である『武蔵村山市第四次長期総合計画』の“将来都市像”を実現するための施策が「安心していきいきと暮らせるまちづくり」であること、さらに、障害のある人もない人もすべての人が、住み慣れた地域の中でその人らしく自立して心豊かに生きていける、地域みんなで共に生きるまちをめざす必要があることから『武蔵村山市地域福祉計画』の基本理念を「だれもが身近な地域や家庭で安心して自分らしく暮らせる福祉のまち」としていることなどもふまえ、本計画の「基本理念」を

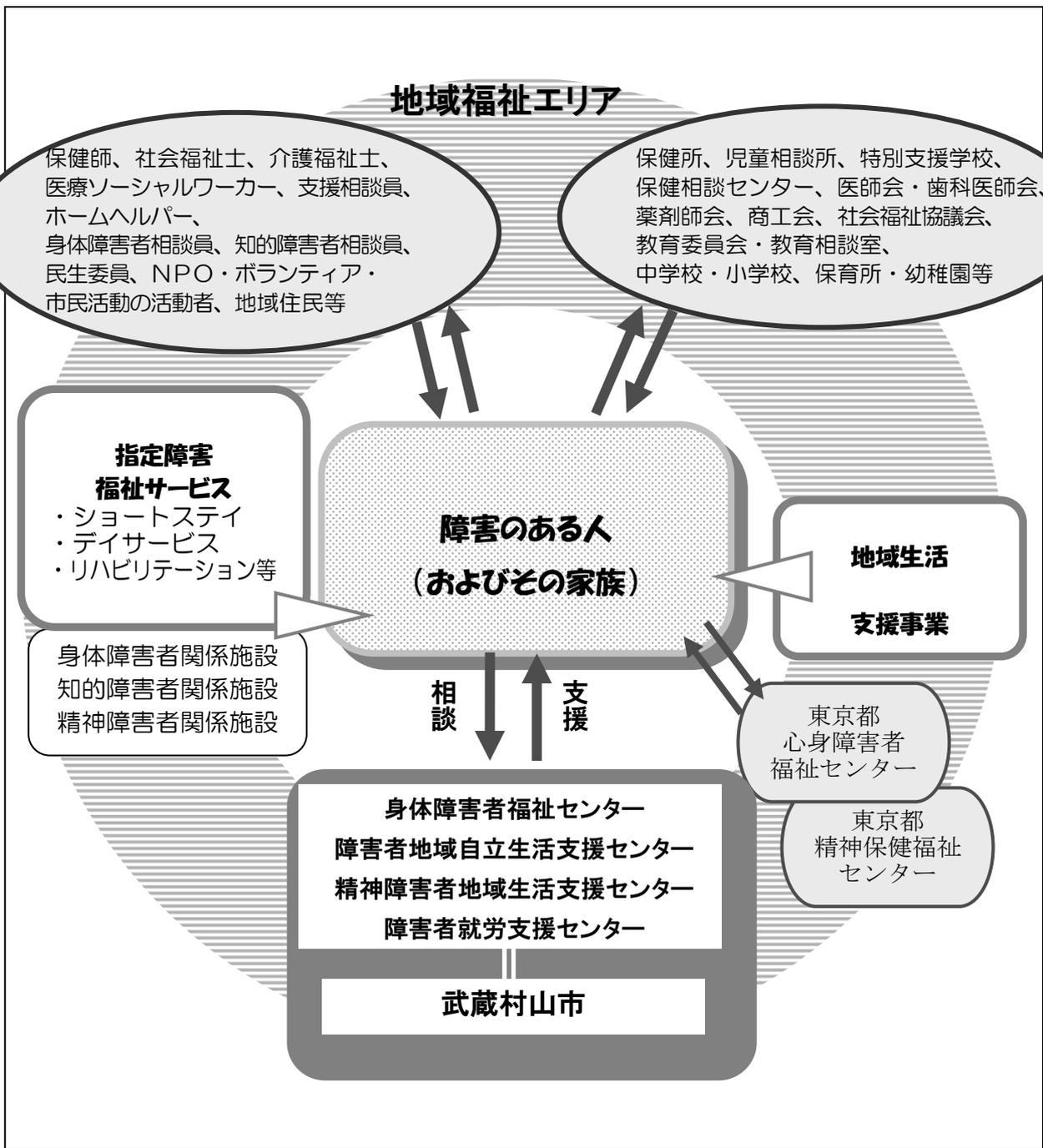
**障害のある人が、住み慣れた地域や家庭で、  
安心してその人らしく自立して暮らせるまちづくり**

として、これからの障害福祉における市民・地域・行政の共通の目標としていきます。

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスや地域生活支援事業等のサービスの実施により、障害のある人の地域生活・日常生活を支援し、雇用を支援・促進するとともに、生活環境・外出環境の整備や社会参加、交流を進めることにより、障害のある人がその人らしく自立して生活できるまちをつくっていきます。

また、施設に入所している方についても、障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行を推進するためのグループホームや日常生活を支えるためのホームヘルプサービスなどの基盤を充実させていきます。

障害者支援のネットワーク



## 2 計画の基本目標

---

「基本理念」の内容を実現するための本計画の基本目標を、次の3つとし、施策の方向を明らかにするとともにその総合的な展開を図ります。

### 《基本目標1》 障害のある人が安心して暮らせるまちづくり

障害のある人が住み慣れた地域や家庭で安心して自立生活を続けられるよう、相談・情報提供体制の充実をはじめとして、住まいや住環境の改善や福祉サービス、コミュニケーションサービスを実施するなど、さまざまな生活支援策を講じます。

### 《基本目標2》 障害のある人がいきいきと参加しているまちづくり

障害のある人も障害のない人と同じように、その人らしくいきいきと参加している地域社会づくりを進めます。“社会参加”の最たるものとも言える「就労」については、「障害者就労支援センター」のもと特に力を入れて支援、促進します。

### 《基本目標3》 支え合い、共に生きるまちづくり

障害のある人の社会参加をいっそう進める観点から、障害や障害のある人への理解と交流を促進するなどし、「心のバリアフリー」「心のユニバーサルデザイン」の実現を図ります。

### 3 計画の基本的視点

---

「基本理念」や「基本目標」を実現するため、本計画を進めていくにあたっての基本的視点は、次の4つとします。

#### (1) 障害のある人の人権と自己決定・自己選択の尊重

##### ～自分らしくいきいきと

…障害のある人の意志に基づいて、その人に合った形で自立した生活を自分らしく送ることができるよう、支援していきます。

#### (2) 利用者本位の支援

##### ～一人ひとりを大切にする

…障害のある人一人ひとりの細かなニーズに対応できるような支援・サービスの提供を進めます。

#### (3) 地域の人々との協働

##### ～支え合い、助け合う

…障害のある人やその家族、関係機関・団体等だけでなく、地域の人たちや事業所など多くの人たちの参画のもと、互いに支え合い、地域や家庭で“安心して暮らせるまち”づくりにみんなで取り組んでいきます。また、障害のある人も支援を受けるだけでなく、その意志に基づいて自らも主体的・積極的に社会参加していきけるよう進めていきます。

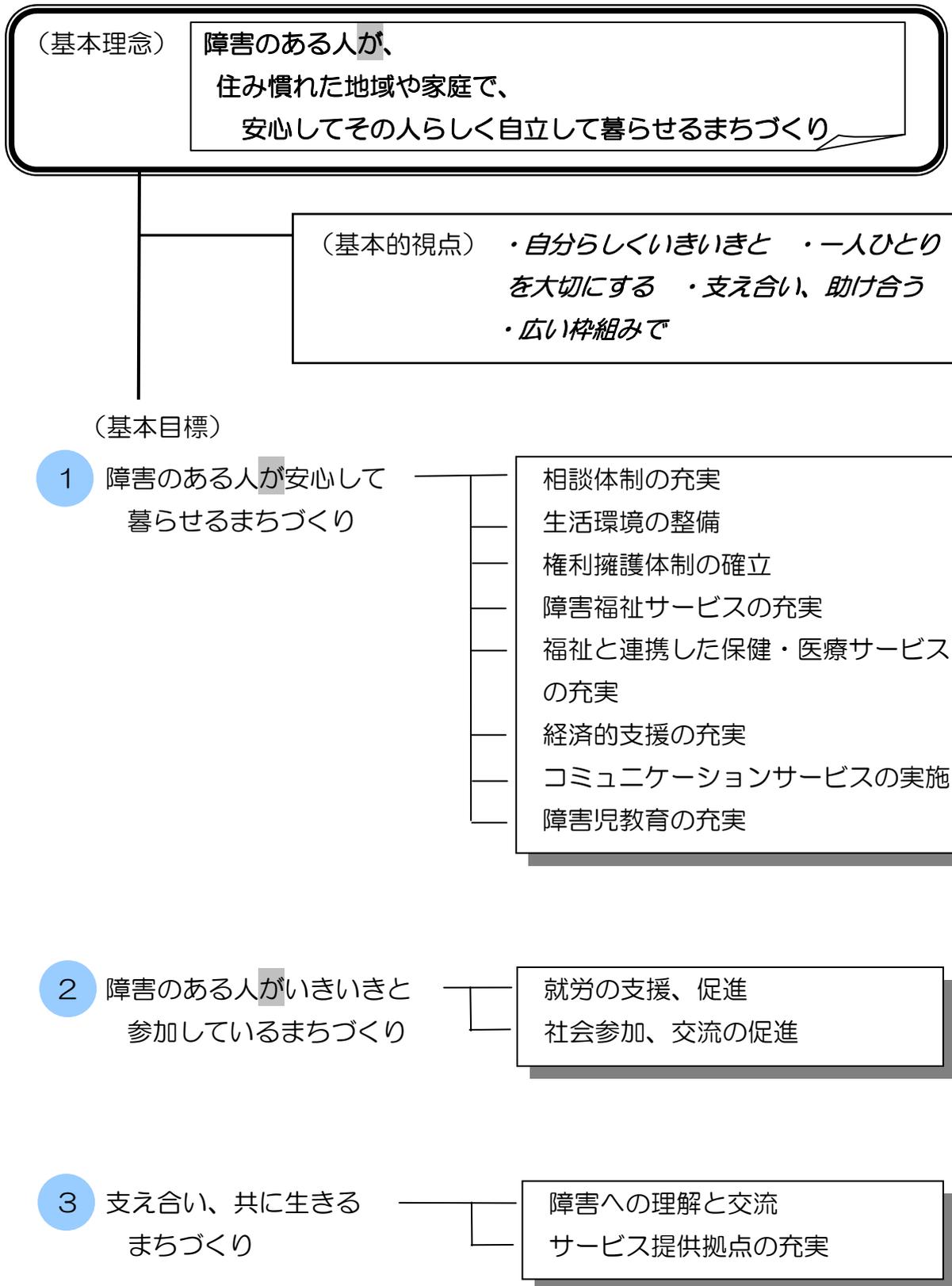
#### (4) 施設や人材の広域的確保と障害のある人の選択肢の拡充

##### ～広い枠組みで

…専門職の育成など本市だけでは対応が困難な問題や広域的に取り組むことによっていっそう効果的なものとなるサービス等については、障害保健福祉圏域周辺の市町村や東京都、関係機関などより広範な連携のもとで取り組んでいき、障害のある人が必要とする支援の実現に努めます。

また、学校卒業後の進路や就職、福祉サービスなどの場面で、当事者がより幅の広い選択肢の中から選ぶことができるよう、選択肢の多様性の拡充に努めます。

## ◇ 計画の展開



## 第5章 計画の推進

# 第1節 計画推進の体制

---

## (1) 「自立支援協議会」の設置

「自立支援協議会」は、障害福祉サービス事業所や教育・就労・医療・保健・権利擁護などの各関係機関の連携強化や、ボランティア団体などの多様な社会資源の間のネットワーク化を進める上での中核としての役割を果たすもので、本市では平成22年 月に設置されたものです。市民、事業者、行政の協議の場であり、また、障害のある人自身の視点に基づく相談支援事業の運営評価や地域生活に密着した地域福祉エリアの設定、人材の育成、不足している社会資源の改善と開発を行う役割も担っています。

この「自立支援協議会」を中核として、(2)に示すような市民・事業者・市の役割分担と連携・協働のもと本計画を推進していきます。

## (2) 役割分担と連携・協働による推進

### ◇市民の役割

障害についての理解を深めます。そして、地域で暮らす住民の1人として、障害のあるなしにかかわらず互いを尊重し合い支え合う、安心できる地域の実現を目指します。

### ◇事業者の役割

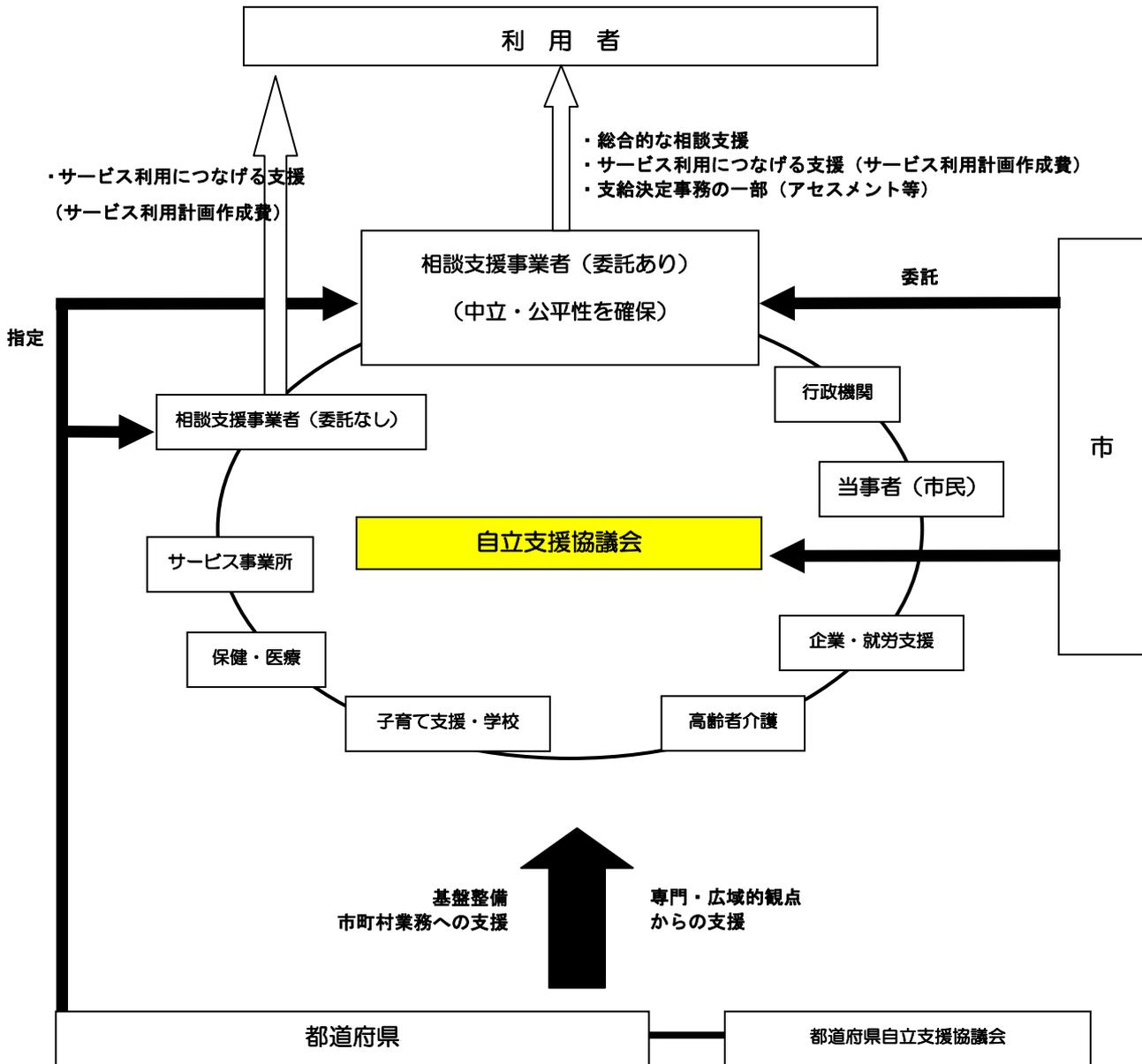
障害のある人の人権を尊重し、自立生活の実現のためのサービスの提供に努めます。また、提供するサービスの質の向上にも努めます。

### ◇市の役割

障害のある人とその家族への相談支援と情報提供に積極的に取り組み、障害のある人のニーズの把握と問題解決に努めます。また、必要なサービスが適切に、かつ、円滑に行われるように、サービス提供事業者を支援するほか、本市へのサービス提供事業者の誘導に努めます。

市民に対しては、障害への理解のため、広報紙やホームページなどを活用することにより、情報提供と啓発活動に努めていきます。

「自立支援協議会」を中心とするネットワークのイメージ



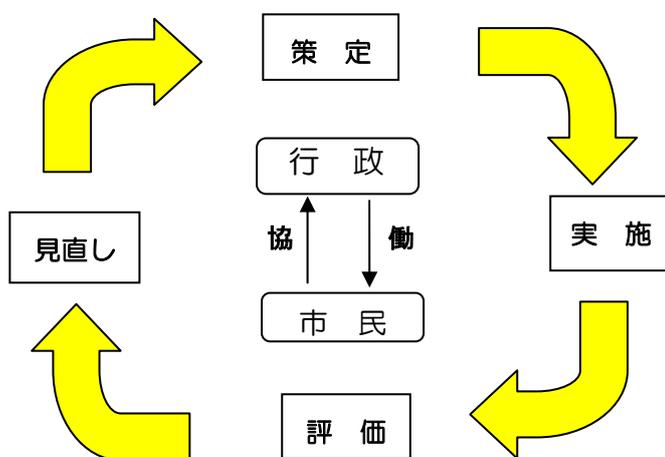
## 第2節 計画の進行管理

---

年度ごとに本計画の進捗や効果の評価を行うとともに、評価結果については「自立支援協議会」に報告し、意見を求めて必要な対策を講じることで、計画の着実な推進を目指します。

また、今後の社会情勢の変化や制度改正も含めた国・都の新たな施策の展開、市内での動向等に柔軟に対応し、必要に応じて見直していきます。

【計画の策定～見直しの流れ】



## 第4章 基本計画素案

## 第4章 基本計画

# 第1節 障害のある人が安心して暮らせるまちづくり

## 1 相談体制の充実

【現状と課題】 障害のある人が住み慣れた地域や家庭で自立して暮らしていこうとするとき、身近で相談できる体制が整っていることが何より重要です。

本市では、身体障害者と知的障害者を対象として、障害の種別や年齢を問わず、障害のある人やその家族のための一次的な相談窓口機能として、保健・医療・福祉など各分野にわたるサービスのコーディネーターや専門機関への紹介も含めた総合的な相談事業を、「障害者地域自立生活支援センター」で実施しています。加えて、より身近な相談先として専門の相談員（身体障害者相談員4人、知的障害者相談員3人）を置いて、相談対応を図っています。

また、精神障害者等を対象に、医療や福祉に関する相談や日常生活に関する助言、社会復帰施設等の紹介あっせん、住居や就労についての情報提供などの総合的な相談事業を、「精神障害者地域生活支援センター」で実施しています。

### ＜実施状況＞（平成21年度）

障害者地域自立生活支援センター 相談 件数	延べ 4,971 件
精神障害者地域生活支援センター 相談 件数	延べ 1,583 件

第2章で既に述べたように、本市が発達障害や高次脳機能障害のある人の実態について把握することは非常に困難ですが、市の姿勢としては、手帳の有無にかかわらず障害のある人を支援していくことが必要であると考えています。そこで、「障害者地域自立生活支援センター」を中心に、発達障害者（児）などの相談支援、関係機関連携、就労相談支援、広報啓発等の支援を行っていくことが、今後の課題となります。

なお、「相談」と「情報提供」は本来密接に関連しているものであることから、「情報提供体制」についても一層の充実を図っていく必要があります。

<今後の主な施策>

施策	内容	所管課
相談事業の充実	身体障害者や知的障害者の相談の一次的な窓口機能や、福祉医療サービスのコーディネート機能などを有する総合的な相談事業を「障害者地域自立生活支援センター」で、精神障害者等に対する相談事業を「精神障害者地域生活支援センター」で、それぞれ行います。	障害福祉課
相談員の活用の促進	身体障害者相談員、知的障害者相談員の存在や相談活動について広報・周知に努め、当事者による活用の促進を図ります。	障害福祉課
情報提供の充実	広報紙等の各種紙媒体やホームページなどを利用した、福祉サービスや障害者団体等に関するきめの細かな情報提供を推進します。 また、視覚障害者用SPコードなど新しいメディアの活用も含めて、障害の特性に応じた提供方法の推進に努めます。	秘書広報課 障害福祉課

## 2 生活環境の整備

【現状と課題】 障害のある人が地域において自立し快適で安定した生活を送るためには、生活の拠点となる住宅の環境整備が重要です。

居室の段差解消や手すりの設置など身体機能に合わせて住宅改善を行うことで、障害のある人が住み慣れた家や地域で暮らし続けることが可能になるため、障害のある人の住宅改善に対する助成・融資制度の周知を図り、住宅のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を促進する必要があります。

また、市営住宅の建て替えに際しては、障害のある人や高齢者向けの住宅の確保や、障害のある人が共同で生活する「グループホーム」の充実について、検討していく必要があります。

なお、重度障害者など“真に入所が必要な人”については、今後も「施設入所支援」事業等の利用を促進し、市内外の施設と連携を深めながら入所の支援を行っていく必要があります。

### <今後の主な施策>

施策	内容	所管課
給付事業の継続	重度身体障害者（児）の日常生活の利便性を図るため、「住宅設備改善費給付事業」を今後も継続実施します。	障害福祉課
公的住宅の整備	障害のある人が住み慣れた地域に安心して住み続けられるように、車いす使用者世帯向け住宅の整備など公的住宅の整備を東京都、東京都住宅供給公社などの住宅供給主体に要請します。 また、市営住宅について、建て替えの時期に合わせて、障害のある人に配慮した住宅となるように整備を検討します。	障害福祉課 財政課 (検査管財担当)

### 3 権利擁護体制の確立

【現状と課題】障害のある人が住み慣れたまちで安全に暮らしていくためには、「権利擁護」の体制がしっかりと確立されていることが欠かせません。平成16年6月の障害者基本法の改正において障害のある人への差別、権利利益侵害の禁止が明記され、また現在、日本政府が国際連合の「障害のある人の権利に関する条約」の批准に向けて法制度の整備等の作業を進めていることから、権利擁護体制の確立・充実は大きな課題と言えます。

また、“契約”に基づく制度のもとで良質な福祉サービスの提供を確保するためには、利用者の権利を守り、権利を主張することを支援していくしくみが必要です。現在、知的障害、精神障害、認知症等により判断能力が十分でないために権利が侵害されやすい人への支援として、「日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）」や「成年後見制度」が行われています。今後は、市障害福祉課と社会福祉協議会（市民総合センター）及び地域のネットワークを結び、サービス利用についての援助を必要とする人すべてを対象とした利用者の権利擁護体制を充実させていくよう努めます。

さらに、サービス提供者と利用者の中で調整のつかない苦情が生じた時などには、客観的な立場から適切な対応の取れる第三者の存在が不可欠となります。東京都レベルでの相談事業は既にありますが、住民に最も身近な市としても窓口を設けることが重要と考えられることから、本市では平成23年度に「(仮称)権利擁護センター」の設置を予定しています。

なお、最近問題になりつつある障害のある人に対する虐待に対応していくことも急務となっています。

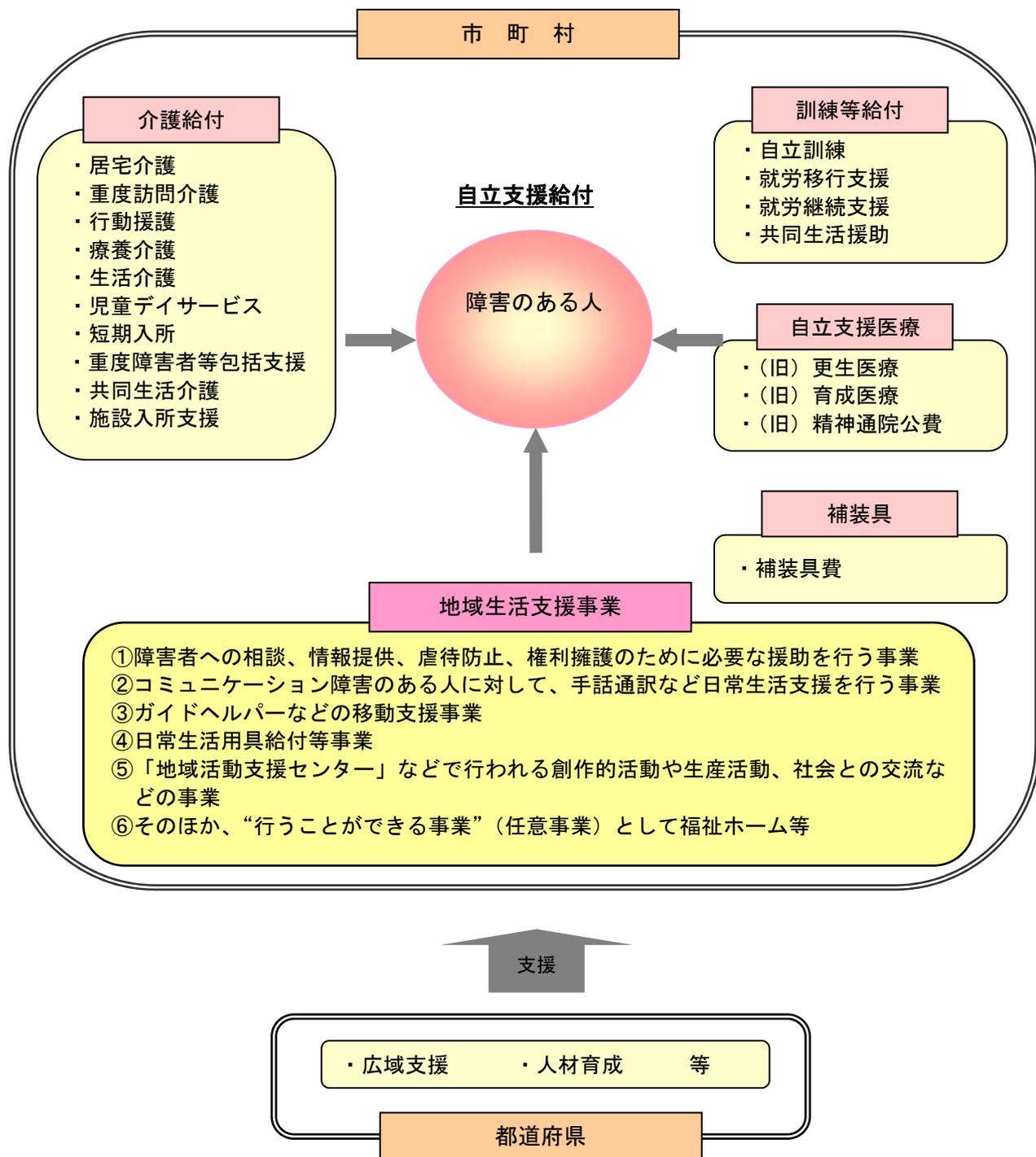
#### ＜今後の主な施策＞

施策	内容	所管課
成年後見制度利用の支援・促進	知的障害者、精神障害者及び認知症の高齢者の財産管理や身上監護を行う「成年後見制度」の周知と利用促進を図り、支援を行います。	地域福祉課
(仮称)権利擁護センターの設置等	成年後見制度の専門相談や保健・福祉サービスに関する相談と苦情対応、判断能力の不十分な人の福祉サービスの利用援助を総合的に受け付ける「(仮称)権利擁護センター」を設置し、利用の促進を図ります。	地域福祉課

権利行使の支援	知的障害者や精神障害者、認知症高齢者が地域で安心して生活を送れるよう福祉サービスの利用の援助や日常的な金銭管理等を行う社会福祉協議会の「地域福祉権利擁護事業」の周知に努め、利用の促進を図ります。	地域福祉課
虐待防止施策の充実	地域のネットワークや相談体制強化の推進・充実に努め、虐待の防止や早期発見・早期対応を図ります。	障害福祉課

## 4 障害福祉サービスの充実

【現状】平成18年に「障害者自立支援法」が制定され、障害のある人のための福祉サービスは、下記の図のような内容に再編されました。



また、各サービスの具体的な内容は、次ページ・次々ページの表のようになっています。

■ 指定障害福祉サービス（「介護給付」＋「訓練等給付」）等サービス内容一覧

区分		サービス内容
訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うもの。
	行動援護	知的、精神障害者で自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うもの。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が特に高い人に居宅介護等の複数のサービスを包括的に行うもの。
日中活動系	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、軽作業等の生活活動や創作活動の機会も提供し、これらを通じて身体能力、日常生活能力の維持・向上をめざす。
	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
	自立訓練（生活訓練）	*身体障害者の自立訓練が機能訓練、知的、精神障害者の自立訓練が生活訓練となります。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労継続支援（A〔雇用型〕）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。「A型」（雇用型：雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人が対象）と「B型」（非雇用型：雇用契約に基づく就労が困難と見込まれる人が対象）がある。
	就労継続支援（B〔非雇用型〕）	
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。
	児童デイサービス	障害のある児童に、施設への通所により日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
居住系	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日などに、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。また形態として「滞在型」と「通過型」の2種類があり、通過型は入居者の2～3年程度での地域移行を想定している。
	共同生活介護（ケアホーム）	障害程度区分の重い人へ、夜間や休日、共同生活を行う住居で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	施設入所支援	施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
指定相談支援（サービス利用計画の作成）		自ら障害福祉サービスの利用に関する調整を行うのが困難な単身等の障害のある人へ、計画的なプログラムに基づく支援を行う。

■地域生活支援事業・必須事業サービス内容一覧

事業名	サービス内容
(1) 相談支援事業	
① 相談支援事業	
ア 障害者相談支援事業	福祉に関する諸般の問題につき、障害のある人などからの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、その他の障害福祉サービスの利用支援など必要な支援を行う。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整や権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行う。
イ 市町村相談支援機能強化事業	市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図るもの。専門的職員としては、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士などを配置する。
② 地域自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくり、中核的な役割を果たす協議の場として充実を図る。
③ 住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているものの、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整などに関する支援を行う。
④ 成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用などの観点から成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害のある人、又は精神障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障害のある人の権利の擁護を図る。
(2) コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため意思の疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る。
(3) 日常生活用具給付等事業	重度障害者に対し自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することなどにより、生活の便宜を図り、その福祉の増進を図る。
(4) 移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促進する。
(5) 地域活動支援センター（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型）	障害のある人などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場を設ける。地域生活支援センターなどの専門的職員による相談支援を行う事業所が移行したサービスが「Ⅰ型」、小規模作業所から移行したサービスが「Ⅲ型」で、「Ⅱ型」も加えて3種類のサービス類型がある。

障害者自立支援法の規定によって策定が義務付けられた『武蔵村山市第2期障害福祉計画』に、各サービスの提供見込量など詳細な提供計画を掲載しております。

指定障害福祉サービス等・地域生活支援事業以外の福祉サービスの実施状況と今後の提供計画は、以下のとおりです。

<実施状況> (平成 21 年度)

施設給食サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配食数 食</li> <li>・実利用人員 人</li> </ul>
補装具の交付・修理	利用件数 270 件
緊急通報システム	実利用人数 6 人
心身障害児通所訓練 (『ちいろば教室』)	定員 12 人
福祉タクシー券	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成対象者 887 人</li> <li>・利用枚数 41,725 枚</li> </ul>
移送サービス (リフトカー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者 延べ 2,525 人</li> <li>・臨時便 延べ 288 回</li> <li>・時間外 延べ 5 時間</li> </ul>
寝具乾燥	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者数 5 人</li> <li>敷布団 延べ 116 枚</li> <li>掛布団 延べ 116 枚</li> <li>毛布 延べ 56 枚</li> </ul>
福祉電話貸与	利用件数 15 台
福祉電話通話料助成	利用件数 24 台
おむつ支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙普通型</li> <li>利用者 延べ 384 人</li> <li>利用枚数 延べ 22,816 枚</li> <li>・紙パンツ型</li> <li>利用者 延べ 265 人</li> <li>利用枚数 延べ 25,307 枚</li> <li>・尿とりパッド</li> <li>利用者 延べ 503 人</li> <li>利用枚数 延べ 37,333 枚</li> </ul>
ガソリン費助成	対象者 634 人

<今後の主な施策>

施策	内容	所管課
給食サービスの実施	身体障害者福祉センターにおける施設給食サービスとしての昼食の提供を、今後も継続します。	障害福祉課
補装具の交付・修理	補装具の交付・修理について、今後も継続的に実施します。	障害福祉課
緊急通報システム事業	「緊急通報システム事業」について、今後も継続的に実施します。	障害福祉課
心身障害児通所訓練事業	新体系事業（児童デイサービス事業）への移行を視野に入れつつ、「心身障害児通所訓練事業」（『ちいろば教室』）の実施を、今後も継続します。	子育て支援課
各種助成の継続	福祉タクシー券の交付、移送サービス（リフトカー）、寝具乾燥などの各種の助成については、障害のある人の経済的な負担を軽減するため今後も継続します。	障害福祉課

## 4 福祉と連携した保健・医療サービスの提供

**【現状と課題】**障害のある人の福祉サービスについては、福祉としての対応と同様に保健・医療と連携した総合的・専門的な支援が必要です。このため、相談や診察など様々な面で保健所や医療機関との連携を図りながら支援を行う体制を一層整備していくことが重要になります。

高次脳機能障害など高度な専門知識を必要とする場合においては、「障害者地域自立生活支援センター」や「精神障害者地域生活支援センター」で、保健事業や医療機関等についての相談支援を行っています。また、障害により歯科医療機関への通院が困難な場合などは、訪問による診療や受診体制の整った機関の紹介を行う「歯科医療連携事業」を展開しています。また、精神障害者等については、より保健・医療との総合的・専門的な支援が必要であるため、担当課に保健師を配置し、保健所や医療機関との連携を図りながら支援を行う体制を整備しています。

さらに、「発達障害者支援法」の趣旨を踏まえ、発達障害などの早期発見に努め、関係機関との連携強化を図りながら発達障害者の自立と社会参加を促進し、生活全般にわたる支援を図ることが求められています。

### <今後の主な施策>

施策	内容	所管課
健康づくり拠点の充実	市民総合センター2階・機能回復訓練室での障害のある人の健康増進事業を、今後も継続します。	障害福祉課
発達障害などへの支援	「心身障害児通所訓練事業」(『ちいろば教室』)や、保育所、学童クラブなどによる障害児への相談支援事業を、今後も継続します。	子育て支援課 教育総務課 教育指導課

## 5 経済的支援の実施

【現状と課題】国や都の手当制度や医療費助成制度との連携を図りながら、それらの制度の対象とならない障害のある人に対して市独自の手当や医療費助成の制度を設けて、経済的支援を実施しています。

これらの制度については、「自立生活へ向けた支援」を主眼とした障害者サービスのあり方が検討されている中で、今後、必要に応じて制度の見直しを図ることも考えられます。

### <実施状況>

手当の種類	平成 21 年度	医療費助成の種類	平成 21 年度
特別障害者手当	1,128 件	心身障害児医療費助成	16 件
障害児福祉手当	487 件	心身障害者（児）医療費助成	827 件
心身障害児福祉手当	602 件	自立支援医療（更生医療）の取扱件数	28 件
心身障害者福祉手当（都）	9,323 件		
心身障害者福祉手当（市）	7,978 件		
特殊疾病患者福祉手当	7,788 件		

### <今後の主な施策>

施策	内容	所管課
各種手当、助成等の継続	特別障害者手当、障害児福祉手当、心身障害者（児）福祉手当、特殊疾病患者福祉手当、心身障害児医療費助成及び自立支援医療（更生医療）の給付などについて、必要に応じて制度の見直しを図りながら、継続的に実施します。	障害福祉課

## 6 コミュニケーションサービスの実施

【現状と課題】聴覚障害者や視覚障害者に対しては、手話通訳者（要約筆記者）の派遣や点訳図書の給付などの事業を行っています。これらの事業を行うに当たっては、手話や点字といったコミュニケーション手段を修得している人材が必要になり、そのため、身体障害者福祉センターで行われている手話通訳者や点訳者の養成に対して支援を行っています。

近年、障害のある人のための「情報保障」の問題がより重視されるようになり、障害者自立支援法では、「地域生活支援事業」のうち「必須事業」の1つとして「コミュニケーション支援事業」が位置付けられており、本市では「市民総合センターにおける手話通訳者設置事業」、「手話通訳者（要約筆記者）派遣事業」等を実施しています。

### ＜実施状況＞（平成 21 年度）

手話通訳者 派遣回数	135 回
派遣人数	延べ 135 人
各種講演会派遣回数	7 回
派遣人数	延べ 13 人
市民総合センターのロビーに 週 1 回手話通訳者を派遣	利用回数 74 回
手話通訳者の養成	13 人

### ＜今後の主な施策＞

施策	内容	所管課
手話通訳者（要約筆記者）の派遣	聴覚言語障害者のための手話通訳者（要約筆記者）の派遣を、今後も継続実施します。	障害福祉課
筆談、点字・点訳、朗読サービス事業の継続	聴覚言語障害者への筆談サービス、視覚障害者のための点字・点訳サービスや朗読サービスなど、障害のある人のためのコミュニケーションサービスについて、今後も継続実施していきます。	障害福祉課
手話通訳者、点訳者等人材の養成	手話通訳者や点訳者など人材の養成に努め、コミュニケーションサービスを進めます。	障害福祉課

## 7 障害児教育の充実

【現状と課題】 障害児の支援については、心身に障害のある幼児を対象とした「心身障害児通所訓練事業」（『ちいろば教室』）を開設し、生活習慣の指導や言語訓練を行っています。また、就学障害児については、本人の意向などを考慮して特別支援学校との連携を図りながら、市立小・中学校に障害の種類に応じた「特別支援学級」を設け、支援を行っています。

今後は、一人ひとりの教育ニーズに応じた「特別支援教育」の取組みを、より一層進めていく必要があります。

### ＜実施状況＞（平成 21 年度）

「心身障害児通所訓練事業」（『ちいろば教室』）定員	12 人
---------------------------	------

### ＜今後の主な施策＞

施策	内容	所管課
「心身障害児通所訓練事業」（『ちいろば教室』）の継続	新体系事業（児童デイサービス事業）への移行を視野に入れつつ、「心身障害児通所訓練事業」（『ちいろば教室』）を、今後も継続します。	子育て支援課
特別支援学級の設置支援	特別支援学校との連携を図りながら、市立小・中学校に障害の種類に応じた「特別支援学級」を設け、支援を行います。	障害福祉課 教育総務課 教育指導課 教育政策担当
特別支援教育への対応	一人ひとりの教育ニーズに応じた「特別支援教育」を一層進めていきます。	教育総務課 教育指導課 教育政策担当

## 第2節 障害のある人がいきいきと参加しているまちづくり

### 1 就労の支援、促進

【現状と課題】障害のある人の「就労」は、収入を得るための手段であるだけでなく“社会参加”の最たるものとして捉えることもでき、非常に重要な課題となっています。障害のある人の自立を支援するためには、これまでの就労支援の取組みの実績、経験、関係機関や各種事業所等とのネットワークが重要です。

福祉と雇用の連携による就労支援体制の強化については、本市では前述のとおり平成20年6月から「障害者就労支援センター」を設置し、「就労支援事業」として障害のある人が気軽に就労相談できるよう図っており、一般企業への就労相談や生活相談などを実施しています。さらに、「障害者地域自立生活支援センター」や「精神障害者地域生活支援センター」でも、一般雇用に向けた支援として就労に向けた相談や情報の提供を行っています。

また、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所に加え、「市民総合センター」内に、市内の福祉・就労系施設の共同で運営を行う喫茶コーナーを設置し、就労の場の確保に努めています。今後は、ハローワークや「財団法人東京都しごと財団」などの就労あっせん、訓練機関との連携を図りながら支援の一層の充実を図る必要があります。

#### <今後の主な施策>

施策	内容	所管課
「就労支援センター」の充実	「障害者就労支援センター」における就労相談の一層の充実を図り、一般企業などへの就労を支援します。	障害福祉課
就業相談、情報提供の充実	ハローワークや「財団法人東京都しごと財団」などでの就労の場のあっせん、民間の作業所等との連携を強化しながら、今後も「障害者地域自立生活支援センター」や「精神障害者地域生活支援センター」での就業相談や情報提供を継続します。	障害福祉課
公共施設における就労の場の確保	今後も、「市民総合センター」内の「喫茶コーナー」の設置など公共施設における就労の場の確保に努め、身近な地域での就労の促進に向けた支援を行います。	障害福祉課

## 2 社会参加、交流の促進

【現状と課題】 障害のある人にとって、スポーツ、文化活動などの余暇活動を行ったり、障害のない人と交流したりすることは、非常に大切なこととなります。

交流事業については、心身障害者（児）を対象として「スポーツ教室」などを開催し、障害のある人とない人の交流の支援・促進に努めています。また、現在、市内のすべての中学校では生徒会を中心として村山特別支援学校との交流会を開催し、学校の垣根を越えた交流事業を行っています。

### <今後の主な施策>

施策	内容	所管課等
スポーツ教室の開催	心身障害者（児）を対象として「スポーツ教室」などを開催し、障害のある人の社会参加と障害のない人との交流の促進に努めます。	生涯学習 スポーツ課 教育指導課
特別支援学校との交流の実施	市内のすべての市立中学校での、生徒会を中心とした村山特別支援学校との交流会の開催を継続します。	教育委員会

## 第3節 支え合い、共に生きるまちづくり

### 1 障害への理解と交流

【現状と課題】 障害のある人の「自立と社会参加」が実現するためには、障害のない人の側の障害や病気への正しい理解が非常に重要であり、これからの共生社会では、障害のある人が身近な地域でその人らしく自立して生活していくことが「あたりまえのこと」であることを、様々な機会を活用して地域社会に発信していく必要があります。

本市では、障害及び障害のある人への市民全体の理解を促進するため、広報紙への記事掲載等を通じての情報の提供や講演会等のイベントの実施による啓発のための活動を実施してきました。

また、障害のある人への理解を深めるためには、身近にふれあうことが何よりも大切です。障害のある人にとって非常に大切な課題である「社会参加」とこの「交流」は、1つのことからの2つの側面とすることができますが、参加・交流活動を行うために、障害のある人を温かく迎える市民の姿勢が非常に重要となっています。

本市では、市内のすべての中学校での特別支援学校との交流会の開催や、市が関係する各種催しへの障害のある人たちの参加の呼びかけなどの形で、障害のある人とない人の交流を図ってきました。しかし、その活動はまだ十分であるとは言えません。今後も市民の交流の機会をつくることなどをはじめ、積極的に活動を続けていく必要があります。

#### <今後の主な施策>

施策	内容	所管課等
広報、啓発活動の充実	障害や障害のある人への理解を促進するため、広報紙に記事を掲載したり、講演会等を実施したりします。	障害福祉課
福祉教育の充実	市内の小・中学校での福祉教育の充実に努めるとともに、成人に対しても生涯学習の一環としての福祉教育を実施していきます。	教育指導課
特別支援学校との交流の実施〔再掲〕	市内のすべての市立中学校での、生徒会を中心とした村山特別支援学校との交流会の開催を継続します。	教育委員会
スポーツ教室の開催〔再掲〕	心身障害者(児)を対象として「スポーツ教室」などを開催し、障害のある人の社会参加と障害	教育委員会

	のない人との交流の促進に努めます。	
--	-------------------	--

## 2 サービス提供拠点の充実

【現状と課題】本市には、地域での「居住の場」として、知的障害者を対象にしたグループホームが4か所あり、民間法人により設置運営されています。また、精神障害者を対象としたグループホームも民間法人の設置で1か所が運営されています。今後、グループホームなど地域での生活を支える拠点へのニーズがますます増えることが考えられます。

また、現在市内には、就労継続支援事業所をはじめとした「日中の活動の場」が17か所あり、市では活動に対する支援を行っています。

「市民総合センター」内にある「身体障害者福祉センター」、「障害者地域自立生活支援センター」及び「精神障害者地域生活支援センター」を含め、市内には現在28か所の障害者関連施設があり、今後もこれら施設の維持・確保を図っていくことが必要です。

### <整備状況>（平成22年度）

身体障害者関連施設 9か所
知的障害者施設 14か所
精神障害者施設 5か所

### <今後の主な施策>

施策	内容	所管課
「身体障害者福祉センター」の管理・運営	「身体障害者福祉センター」（「市民総合センター」内）について、今後とも障害者福祉サービスの拠点として、利用しやすい施設として管理・運営に努め、施設の維持・確保を図ります。	障害福祉課
グループホーム・ケアホームの整備	障害のある人の生活援助を行う身体障害者、知的障害者、精神障害者グループホーム・ケアホームについて、民間活力を導入した整備を促進します。	障害福祉課
サービス提供施設の維持・確保	市内にある障害のある人が自立した生活を送り、必要な時に必要なサービスを受けられるための施設の維持・確保を図ります。	障害福祉課

## 第6回地域福祉計画等策定懇談会の日程について

平成22年9月

日	月	火	水	木	金	土
29	30	31	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29 AM	30	1	2

候補日 9月29日(水) 午前10時から 401大会議室